

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項

※子ども・子育て支援法第60条に基づく
基本指針（平成30年3月30日告示）による。

事 項	都道府県 支援計画
①区域の設定	● 【必須】
②各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策	● 【必須】
③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策	(区市町村計画の 必須事項)
④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び推進体制	● 【必須】
⑤保育士等の人材確保・資質の向上	● 【必須】
⑥専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と 都道府県・区市町村との連携 (児童虐待防止対策、社会的養護、ひとり親家庭支援、 障害児施策)	● 【必須】
⑦産休及び育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	(区市町村計画の 任意事項)
⑧計画の基本理念等	○ 【任意】
⑨区市町村の区域を超えた広域調整	○ 【任意】
⑩幼児教育・保育情報の公表	○ 【任意】
⑪職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携	○ 【任意】
⑫計画の作成時期	○ 【任意】
⑬計画の期間	○ 【任意】
⑭計画の達成状況の点検及び評価	○ 【任意】